

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

議題に入る前ではありますが、7月4日に正副委員長会議が開催され、本日配信している資料のとおり、委員会の統一的な運営を図るための事項が確認されましたので、御一読の上、御承知おき願います。なお、1（8）オンライン委員会や、9（1）常任委員会におけるテーマ設定に係る取組など、前期の委員会から新たに加わった事項もありますので、必ず御確認お願いいたします。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。本委員会に付託されている陳情は、陳情第13号、市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組について、陳情第16号、旭川市における指定金融機関についての以上2件でありますので御確認願います。

この件に関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長 なければ、後期の委員としては初めて扱うため、本日のところは確認にとどめ、保留とすることといたします。

次に、2、市の総合企画及び男女共同参画、地域振興、地方行財政、消防及び防災並びに選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に関する事項についてを議題といたします。

まず、（1）所管部局の業務概要の説明について、市政のあらましに基づき理事者から説明を受けたいと思いますが、市政のあらましは今年度からペーパーレス化されております。サイドブックの市政のあらましフォルダーに行政編、施設編をそれぞれ配信しておりますので、御確認願います。

それでは順次、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 総合政策部所管の業務概要等について御説明申し上げます。

初めに、総合政策部の組織でございますが、政策調整課、秘書課、財政課、広報広聴課、公立大学課、都市交流課、旭川大雪圏東京事務所の7つの課で構成しており、職員数は、派遣職員5名を含めまして59名となっております。

続きまして、総合政策部の主な事業につきまして、市政のあらまし行政編に沿って御説明申し上げます。

ページで言いますと21ページになります。1の旭川市まちづくり基本条例についてでございます。本条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりをさらに進めるとともに、魅力と活力に満ちたまちを実現することを目的として制定したものであり、平成26年の4月から施行しております。

次に、23ページを御覧ください。2の第8次旭川市総合計画についてでございます。目指す都市像であります「世界にきらめくいきいき旭川～笑顔と自然あふれる北の拠点～」の実現に向けて、5つの基本目標と13の基本政策を掲げております。また、人口減少の抑制と魅力的な地域づくりを効果的かつ集中的に推進するため、子ども、仕事、地域の視点を当て、重点的な3つのテーマとして設定し、計画の着実な推進に向けて取組を進めております。また、総合計画の期間については、

平成28年度から令和9年度までの12年間でございます。

次に、29ページを御覧ください。3の広域行政の推進についてでございます。上川中部1市8町や道北地域の振興を図るため、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンなどに基づき、行政の効率化とサービス向上などに努めております。

次に、5の旭川市立大学運営事業についてでございます。地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、公立大学法人旭川市立大学の運営に係る取組を進めるものでございます。

次に、30ページを御覧ください。6の旭川市立大学施設整備補助事業についてでございます。旭川市立大学がより魅力ある大学となるため、公立大学法人旭川市立大学が実施する新学部施設整備に関わる経費を補助するものでございます。

次に、7の市有施設補修事業についてでございます。市内の小規模事業者への発注拡大により市内経済の活性化を図るとともに、限られた財源を有効活用するため、緊急性や優先性などについて全庁的な視点から判断し、発注しております。

続いて、広報活動等について、市長室長から御説明申し上げます。

○土岐総合政策部長室長 次に、8の広報活動についてでございます。広報誌の発行をはじめ、ホームページ、SNS等の各種メディアを活用した広報活動のほか、目の不自由な方を対象に、声の広報や点字広報誌を発行しております。

次に、31ページを御覧いただきたいと存じます。9の広聴活動についてでございます。旭川未来会議2030、旭川未来創造ポスト、市民アンケート調査などを通じて、市民ニーズを的確に把握し、市民の声を市政に反映させる取組を進めているところでございます。

最後に、32ページから37ページになりますけども、10の国際交流並びに11の国内都市交流についてでございます。こちらは主に、本市と姉妹友好都市提携を結んでおります海外の4か国5都市、国内1都市との間で、公式訪問団の相互派遣や青少年交流など、行政はもとより、市民レベルでの交流を推進しているものでございます。

以上、簡単ではありますが、総合政策部の主な事業の概要でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 行財政改革推進部所管の業務概要等につきまして御説明を申し上げます。

初めに、組織でございますが、行財政改革推進部は、行政改革課、情報政策課、公共施設マネジメント課の3課、職員数は男性25名、女性5名の合計30名で構成されております。

次に、主な事業につきまして御説明を申し上げたいと思います。

市政のあらまし行政編の38ページを御覧ください。12、行財政改革の推進でございますが、令和6年度に策定をいたしました旭川市行財政改革推進プログラム2024に基づき、マネジメント、財政健全化、連携・協働を柱とした6つの視点による取組を進めているところでございます。

続きまして、13、業務改善の推進でございますが、1、業務改善推進事業につきましては、AI、RPAなどのICTツールを活用して、市民サービスの向上や職員の業務効率化を推進するものでございます。

次に、14、ふるさと納税推進につきましては、本市の認知度向上及びふるさと納税の促進のため、寄附者の利便性向上を図るとともに、本市の魅力やふるさと納税に関する情報を広く発信して

いるところでございます。

続きまして、39ページに移りまして、15、企業版ふるさと納税推進事業につきましては、本市の地方創生に資する事業を広く周知することで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すものでございます。

次に、16、電子市役所の構築でございますが、1、電子市役所推進事業につきましては、DX推進の統括としてCDOを設置し、庁内のDXの取組を推進するものでございます。

続いて、2、中央情報システムの活用につきましては、事務の効率化や市民サービスの向上を図るためにコンピューターの活用を推進するもので、住民登録、税、年金、国民健康保険等に関する各種事務において、必要なシステムの運用を行っているところでございます。

続きまして40ページに移りまして、3、業務システムの最適化につきましては、本市の基幹系業務システムを国が示す標準準拠システムに移行するもので、今年度は、後発リリースとして、税系、国民健康保険等を移行し、ガバメントクラウドでの運用を開始するために準備を進めております。

次に、4、情報共有化の促進につきましては、全庁ネットワークの運用管理や事務用パソコン等の管理を行い、情報共有環境の整備を図るとともに、コンピューターウィルス等の不正プログラムや不正アクセスなどから本市の情報資産を守るため、セキュリティ対策用の機器を設置するなどの必要な対策を行っているところでございます。

次に、5、ブロードバンド整備につきましては、地域間の情報格差を是正するため、光ファイバ等の高速通信網を整備するものでございます。

最後に、41ページに移りまして、17、公共施設等管理推進事業でございますが、これは、公共施設マネジメントを効率的に推進するため、旭川市公共施設等総合管理計画に基づく第1期アクションプログラムの取組として、施設保有量の最適化や施設の適切な維持管理等を進めるものでございます。

以上、行財政改革推進部の主な事業概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○片岡女性活躍推進部長 女性活躍推進部所管の業務概要について御説明申し上げます。

設置から3年となる女性活躍推進部は、女性活躍推進課のみ1部1課の構成です。職員数は、部長以下、女性5名、男性4名の合計9名、そのうち1名は、内閣府男女共同参画局へ派遣しております。加えて、相談員などの会計年度任用職員が4名おります。

業務についてです。第2次あさひかわ男女共同参画基本計画に基づき、働きやすい職場環境づくり、女性が抱える課題への支援など、男女共同参画、女性活躍の実現に向けて総合的に各種事業を所管しております。

市政のあらましに沿って御説明申し上げます。

42ページを御覧ください。18、男女共同参画の推進についてです。第2次あさひかわ男女共同参画基本計画に基づき、出前講座など啓発をはじめとする各種事業を実施しております。また、パートナーシップ宣誓制度の導入、LGBTQ電話相談、LINE相談など、性的マイノリティーの支援にも取り組んでおります。

次に、19、女性活躍・ワークライフバランス推進事業についてです。女性活躍を実現するための基盤づくりとして、企業向けの支援、研修会などの開催、働く女性のネットワーク形成や市民意

識の醸成の啓発を実施しております。

続きまして、43ページの20、女性デジタル人材・起業家育成事業についてです。経済的に自立し、意欲と能力を生かし、ライフステージに応じて活躍できるように、デジタルスキルの習得や就業支援、企業とのマッチングなど、デジタル社会に対応した女性の就労、起業を促進しております。

続きまして、21、みんなのキャリアの保健室事業です。昨年度試行した女性のキャリアの保健室を再構築し、今年度からみんなのキャリアの保健室として、職場環境の向上と事業者支援を合わせて、この6月から専門家の相談を本格実施しております。今後、企業への情報提供をするなど、地域全体で就労環境の向上につなげてまいります。

22、女性相談についてです。女性相談員の相談対応ですとか、配偶者暴力相談支援センターの設置、DV被害者への支援を実施しております。さらに、これまで支援につながりにくかった女性や自身の困難に気づきにくい若年女性を適切に支援するため、LINE相談と居場所づくりの事業も実施しております。

次に、44ページ、45ページの母子生活支援についてです。旭川隣保会トキワの森では、母子の保護とその自立を支援し、現在は定員30世帯ですが、7月1日現在で21世帯が入所しております。また、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して、市内の一部の施設で助産を実施しております。

最後に、24の市民参加の推進についてです。男女共同参画の実現に向けては、政策・方針決定のプロセスに女性の参画を拡大していくことが不可欠です。附属機関等の委員の女性の割合を上げて、市民参加の女性参画を強く推進し、多様な意見を公平、公正に反映できる環境づくりを整えております。

以上が所管の業務となります。

○三宅地域振興部長 地域振興部が所管いたします業務につきまして御説明申し上げます。

初めに、部の構成でございますが、地域振興課、都市計画課及び交通空港課の3課体制にて、職員数は32名となっております。

続きまして、主な事業の概要につきまして、市政のあらましに沿って御説明申し上げます。

まず、46ページを御覧ください。初めに、25、中心市街地活性化推進事業であります。これは、旭川市中心市街地活性化基本計画に基づき、市民や事業者等とともに、中心市街地の活性化に資する様々な取組を進めているものでございます。特に、買物公園エリアにつきましては、令和6年3月に策定した買物公園エリア未来ビジョンの実現に向けた取組を行っており、本市ほか関係者で構成します官民連携組織、買物公園エリアプラットフォームが主体となり、今年度は8月9日から9月21日までの約1か月半にわたり、社会実験、まちにち計画を買物公園エリアにおいて実施いたします。

続きまして、26、移住促進事業につきましては、本市の魅力をPRし、移住に関わる情報を提供するほか、官民連携により相談対応や移住体験機会の提供などの取組を行っております。

次に、47ページ、28、都市計画でございます。これは、都市計画区域や用途地域を定め、都市計画法に基づく事務を行っているものであり、平成29年度に旭川市立地適正化計画を策定し、さらに、令和6年5月には見直しを行い、適宜、コンパクトで利便性が高く持続できるまちづくり

を推進しております。

続きまして、51ページ、29、宅地開発指導行政につきましては、都市計画区域内での宅地造成などにおいて、道路などの整備や災害の防止、環境の保全を図るため、都市計画法に基づき、規制や指導等を行っているものであります。

次に、54ページ、31、優良建築物等整備事業であります。これは、中心部における市街地の環境整備や良好な住宅の供給の推進等を目的に、一定の要件に基づき再開発を行う民間事業者に対して、建設費の一部に補助を行うものです。近年の事例といたしましては、令和7年2月に完成いたしました、中心部エクスピリ跡の1・7地区、商業施設等を併設した共同住宅に対して、令和2年度から6年度にわたり補助を行っております。

続きまして、55ページから56ページとなります。34、公共交通の確保及び利用促進でございます。これは、本市の公共交通の維持、確保及び利用促進を図るため、バス路線への運行支援や路線バス乗務員の確保に係る補助、ユニバーサルデザインタクシーの導入補助などを行っております。また、JR北海道の鉄道事業における、いわゆる黄色線区のうち、本市が関連する富良野線、宗谷線、石北線の3線区について、JRをはじめ、北海道、また沿線自治体と連携しながら、路線維持に向けた協議や利用促進を行っております。

続きまして、同じく56ページ、35、旭川空港であります。旭川空港は、本市が管理する空港として昭和41年に供用開始し、令和2年10月からは、本空港を含めた道内7空港を一括し、北海道エアポート株式会社に運営を委託しております。

57ページの空港の利用状況を御覧ください。新型コロナの水際対策緩和や5類感染症への移行など、利用環境の改善が進む中、市として、運営会社と連携し、積極的な路線誘致に取り組んできており、国際チャーター便の再開や、台湾、また韓国との国際定期便の復便、加えて成田空港へのLCC初就航が実現する中、直近となる令和6年度の乗降客数につきましては、国内では過去15年間で最高、国際を合わせた空港全体でも9年ぶりの高い実績となる116万750人になったところでございます。

次に、58ページ、2、空港整備事業でございます。都市としての拠点性を高め、より一層の交流を促すため、民間委託後も空港管理者として空港施設整備や更新投資に係る費用負担を行うものであり、直近では、不法侵入対策として侵入警戒センサーを設置するための工事などを行うほか、北海道エアポート株式会社が行う誘導路改良工事等に対し負担金を支出しております。

また、同ページ下段、36、航空路線確保対策事業につきましては、国内・国際航空路線の維持や拡充を図るため、北海道エアポート株式会社と連携し、航空会社や市民ほか、利用者に向けて、旭川空港の利用活性化に向けたPR活動などを行っているものでございます。

以上、簡単ではございますが、地域振興部に関わる主要な事業の概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○和田総務部長 総務部所管の業務概要等につきまして御説明を申し上げます。

初めに、組織でございますが、総務部には、部長のほか、職員団体との交渉事務及び契約事務を担当する部長職である総務監を置き、また6つの課を置いておりまして、総務課は議会との連絡調整や統計、文書管理などを所管し、管財課は、庁舎の環境整備や公用車に関する業務、人事課は、職員の任免、服務や研修など、職員厚生課は、職員の給与や福利厚生に関する事務、契約課は、工

事請負や契約事務の制度管理を、工事検査課は、工事に係る調査や審査、検定を所管しております。

次に、職員数及び給与につきまして御説明を申し上げます。60ページの38、職員を御覧ください。ページ下部の2、職員数及び給料につきましては、（1）の表で職員定数及び現員数の推移を示してございます。表の一番右側が令和7年4月1日現在の派遣や休職等の職員を除いた現員数で、2千868人となっております。なお、令和7年4月1日現在における総務部の現員数は、次のページの（2）に部局別の現員数という表がございまして、この表の上から7番目となりますが、77名でございます。次のページの（4）の表に補職別人員数、給料月額及び平均年齢を示しております。表の一番右下にございます令和7年4月1日現在における全職員の平均給料ですが、34万5千70円、平均年齢が43歳2か月となっているところでございます。

次に、主な事業につきまして御説明を申し上げます。

63ページに移りまして、3、職員研修制度でございます。研修体系としては、自己啓発、職場研修、職場外研修を3つの柱に、各種研修を実施しております。

次のページの39、職員採用プロモーション事業につきましては、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に対応する人材確保のため、合同就職説明会に参加するなど、職員採用試験の受験者を集める取組を行うものでございます。

次に、40、私立専修学校への補助につきましては、私立学校教育の振興と充実を図るため、私立専修学校に対しまして、教材教具の充実や教職員の研修などに要した経費の一部を補助するものでございます。

次のページの41、旭川市史デジタルアーカイブ推進事業につきましては、旭川市の歴史情報をデジタルアーカイブの手法により広範かつ効果的に発信するもので、本年3月25日、ウェブサイト「旭川のあゆみ」を立ち上げまして、戦前までの情報を公開したところでございます。

次に、42、電子入札・契約推進事業につきましては、入札・契約事務における公平性、透明性及び事業者の利便性向上等のため、電子入札システム及び電子契約システムを運用するものでございます。

次に、43、庁舎建設整備基金積立金につきましては、庁舎整備に必要な資金を確保するため、平成10年度に基金を設置し、積立てを行ってきたものでございます。令和6年度末の残高は2億9千719万9千円、積立金の一部を事業費に繰り入れることから、本年度末の残高は2億7千791万6千円となる見通しでございます。

次に、44、庁舎整備推進事業につきましては、総合庁舎周辺の整備を行うもので、本年は、旧総合庁舎跡地に（仮称）新文化ホール建設まで利用する駐車場の整備工事を行うほか、第三庁舎の解体工事などを進めてまいります。

次に、所管施設につきまして、市政のあらまし施設編に沿って御説明を申し上げます。

施設編の5ページから6ページに掲載してございますが、市庁舎でございます。各庁舎は、5ページの下段、（5）の表のとおりであります。民間から借り上げている、フィール旭川7階フロアにございます旭川市まちなか市民プラザを含めまして、合計3か所を総務部が所管する庁舎として使用してございます。

6ページの7、7条駐車場につきましては、鉄筋コンクリート造り地下2層式の公共駐車場で、指定管理者制度を導入し、現在、株式会社旭川振興公社が指定管理者となっております。

次に、7ページの8、職員会館につきましては、市職員福利厚生会が会員の福利厚生施設として設置し、運営している施設でございます。

以上が総務部の主な事業及び施設の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○内村防災安全部長 防災安全部所管の業務概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、防災安全部の組織でございますが、防災課、交通防犯課の2課で構成しております。職員数につきましては、現在、男性12名、女性4名の合計16名となっております。

それでは、防災安全部の主な事業につきまして、市政のあらまし行政編に沿って御説明申し上げます。

68ページの46、防災を御覧ください。1、防災施設等整備事業につきましては、旭川市地域防災計画に基づき、備蓄食料の更新や増強、災害時避難場所標識の修繕や改修など、防災体制の強化を進めているものでございます。

次に、3、浸水ハザードマップ整備事業につきましては、水防法の改正に伴い、新たな浸水想定に基づいた洪水ハザードマップのほか、雨水等による内水氾濫の想定などを加えた浸水ハザードマップを作成し、令和8年3月頃に市内全戸へ配布するものでございます。

次に、4、災害時緊急情報配信費につきましては、災害時の避難等に関する情報を市民等に対して速やかに伝達するため、屋外スピーカー等を整備するとともに、クラウドサービスや商用網を活用して、情報伝達手段の多重化、多様化を図り、情報伝達体制を強化するものでございます。

次に、69ページの47、交通安全・防犯を御覧ください。1、交通安全対策推進につきましては、地域や関係機関・団体と連携し、各世代に応じた交通安全教室などを開催することで、市民の交通安全意識を啓発し、交通事故の防止を図るものでございます。

次に、2、交通安全市民大会につきましては、上川総合振興局及び北海道警察旭川方面本部と連携を図りながら、毎年7月に、飲酒運転根絶の日上川地区決起大会と合同で開催しており、交通事故のないまちづくりを目指し、市民の交通安全意識の高揚を図るものでございます。なお、本年につきましては、7月11日に大雪クリスタルホールで開催しております。

次に、70ページの5、地域安全活動推進事業につきましては、市民や関係団体による自主的な防犯活動の支援や、街頭防犯カメラの設置、運用、暴力団の排除、悪質な客引きなどの防止を推進するなど、安全で安心なまちづくりを目指す取組を進めております。

以上、簡単ではありますが、防災安全部が所管する主な事業の概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○河端消防長 それでは、消防本部が所管する業務概要につきまして、市政のあらまし行政編に沿って御説明を申し上げます。

まず、旭川市は、平成26年4月から上川町と鷹栖町の消防事務を受託しており、1市2町を管轄しております。

初めに、消防本部の組織につきまして、71ページの1の消防力の現況を御覧ください。1の(1)の表のとおり、所属は総務課、予防課、警防課、指令課の4課と南消防署、北消防署、上川消防署、鷹栖消防署の4署で構成しており、職員数は402名でございます。

次に、消防車両の状況でございますが、(2)の表のとおり、車両の保有台数は、タンク車などの災害活動用の消防車両が35台、救急車が19台、その他の車両が20台の合計74台でござい

ます。

次に、市内の水利施設の現状でございますが、（3）の表のとおり、旭川市内の公設の水利施設は、水道消火栓が2千633基、防火水槽が143基の合計2千776基でございます。

次に、72ページを御覧ください。2の火災発生の状況につきましては、令和6年1月から12月までの消防本部管轄地域の出火件数は65件で、前年と比較し21件減少しております。

次に、3の消防通信につきましては、令和6年における119番の受信件数は2万9千191件で、1日平均の受信件数は約80件でございます。

次に、73ページを御覧ください。4の救急活動につきましては、令和6年における救急出動件数は2万111件で、前年と比較して444件減少しております。

続きまして、主な事業内容について御説明申し上げます。

初めに、5の救急高度化推進事業についてでございますが、この事業は、救急業務の高度化を図るため、救急救命士や救急隊員資格者の養成などを行う事業でございます。昨年度は、救急救命士が2人と救急隊員資格者11人を養成しております。

次に、6の防火クラブの育成についてでございますが、この事業は、世代等に応じた防火クラブを結成し、クラブ員をはじめとした市民の防火・防災意識の高揚を図るため、各種普及啓発活動を行うものでございます。

次に、74ページを御覧ください。7の高齢者等防火安全推進事業についてでございますが、一人暮らしの高齢者等の安全、安心を確保するために2つの事業を実施しております。

初めに、緊急通報システム事業につきましては、緊急ボタンがついた通報機器本体や無線発信機、さらに、熱・煙・ガスセンサーなどを高齢者宅に配備し、火災や急病時の自動通報体制を確立する事業でございます。75ページの中段の表を御覧ください。利用世帯数は、市から機器の貸与を受け利用している特定利用者が3千700世帯、自費で利用している一般利用者が1千586世帯の合計5千286世帯でございます。

次に、高齢者防火訪問事業につきましては、戸別訪問により防火指導等を行う事業でございます。76ページを御覧ください。令和6年度の実績でございますが、事業の実施世帯数は2千138世帯でございます。

最後に、8の消防団についてでございますが、（4）の現況を御覧ください。消防団が運用する消防車両は、ポンプ車とタンク車がそれぞれ4台、小型動力ポンプ付積載車が27台、合計35台で、消防団員数は、条例定数750人に対し631人でございます。

以上が、簡単でございますが、消防本部が所管する業務概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

**○酒井監査事務局長** 監査事務局が所管する業務の概要につきまして御説明を申し上げます。

監査事務局は、独立した機関である監査委員の事務を補助する組織であります、現在の職員数は、事務局長以下9名というふうになっております。職務としましては、監査委員の命を受けて、地方自治法に規定された財務監査や行政監査、決算審査、例月出納検査等が適切かつ円滑に実施されるよう、事前の調査や諸帳簿との照合、検証、また、それらを踏まえた上で、各事業の経営内容の分析等を行うということが主な業務となっております。

次に、市政のあらまし行政編に記載しております事業につきまして御説明をいたします。

あらましの80ページの50、外部監査の実施を御覧ください。外部監査は、監査機能の専門性と独立性を強化し、市民の信頼を高めるため、地方自治法の規定に基づきまして、外部の専門的な知識を有する方と契約を締結いたしまして、監査を受けるものでございます。このうち、包括外部監査につきましては、都道府県、指定都市、中核市は毎年実施しなければならない規定というふうになっております。本年度につきましては、公認会計士の堤直美氏と包括外部監査契約を締結しているところでございます。なお、本年度の包括外部監査の対象は、観光振興に関する施策に係る事務の執行についてでございます。

以上、所管業務の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、業務概要の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2) 旧東海大学旭川キャンパス施設の利活用に係る公募の実施について、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 報告事項、旧東海大学旭川キャンパス施設の利活用に係る公募の実施について御報告いたします。

本日、公募の実施についての資料を御配付しております。また、2ページ以降は、利活用の基本方針を御参考までに御配付しております。

それでは、最初のページの資料、公募の実施についてを御覧ください。まず、1の現状にありますとおり、東海大学旭川キャンパスは、平成26年の3月末で閉校となり、本市においては、平成28年3月に学校法人東海大学より寄附を受けました。これまで、旧キャンパス施設の利用について、庁内活用や教育機関の誘致のほか、サウンディング型市場調査の実施など、民間活用についても検討を続けてまいりましたが、これまで2の課題にありますように、建築物の用途制限やインフラ整備等の課題などから、有効な利活用には至っておりませんでした。なお、施設の内容につきましては、3の施設の概要のとおりとなっております。

一部繰り返しになりますが、この間、本市といたしましても、幅広い活用手法の検討や様々な周知活動を進めてまいりました。こうした取組等の成果などもありまして、近年では、複数事業者から問合せや利活用の検討をいただくなど、一定の民間需要を確認できましたことから、このたび、事業者等からの事業提案を広く募集するため、旧東海大学旭川キャンパス施設利活用基本方針を定め、利活用に係る公募を実施しようとするものでございます。

4の公募の実施についてでございますが、利活用に係る公募に当たりましては、利活用基本方針に基づき、地域の意向を踏まえた、地域振興につながること、原則として、施設全体の活用とすること、現状有姿による引渡しであることなどを主な条件とし、公募型プロポーザル方式にて実施いたします。

5のスケジュール(案)、今後のスケジュール案ですが、地域の関係者や学識経験者の委員を含む旧東海大学旭川キャンパス施設利活用候補者選定委員会において、公募要綱を決定した後、公募期間を8月下旬から4か月程度とし、募集し、翌年1月には同選定委員会において利活用候補者を決定する予定でございます。

以上、旧東海大学旭川キャンパス施設の利活用に係る公募の実施についての御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(3)「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案(骨子)」に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○片岡女性活躍推進部長 「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案(骨子)」に対する意見提出手続の実施について御報告申し上げます。

本日、御配付しております資料を御覧ください。骨子概要版1ページになります。

本市ではこれまで、社会情勢などの変化を踏まえ、改正を重ね、現在は第2次あさひかわ男女共同参画基本計画に基づき、各施策に取り組んでおります。今回、当該計画の中間見直しをするに当たり、計画が目指す社会的目標と密接に関連する第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画、これを統合し、新たに1つの計画としてまとめ、(仮称)ジェンダー平等プラン案としております。

まず、現行の第2次あさひかわ男女共同参画基本計画の取組状況についてですが、多くの項目で順調に推移し、既に評価指標の数値目標を達成しているものもありますが、男女共同参画社会の形成、また、女性の社会参画に関する、この2項目では目標を下回っている状況にあります。

次に、(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案の概要についてです。概要版の2ページを御覧ください。このプランは、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例に定める7つの基本理念を具現化するために、3つの基本目標の下に9つの基本的方向、22の施策の方向性で構成し、評価指標を設定しております。この基本目標の達成のために持続的に状況を把握することも必要であるんですけども、現行の計画の評価指標と目標値というのを踏襲しているところです。既にこの目標値を達成している評価指標は、社会情勢等を踏まえて設定し、また、新たに整理した基本的方向と施策の方向性に対応するように必要に応じて新たな目標を追加しているところです。

当該プランは、6月27日から7月31日までを期間として意見提出手続を実施しております。関係資料は、女性活躍推進部、また市政情報コーナー、各支所及び公民館等で配布するほか、ホームページにも掲載しています。

今後は、意見提出手続終了後なんですけれども、その結果を踏まえて、旭川市男女共同参画審議会で審議をし、また、府内の旭川市男女共同参画推進本部会議を経て、今年度末までに計画を改定する予定です。

報告は以上です。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、女性活躍推進部からジェンダー平等プランについて報告を受けました。今回、2つの計画を1つにして、旭川市ジェンダー平等プランとする案が報告されましたけども、私から、男女共同参画に重点を置いた質疑をさせていただきたいと思います。

旭川市は、平成15年3月に旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例を制定してい

ます。これに基づいて、男女が対等に社会に参画し、その能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して頑張ってこられたというふうに思っています。それを踏まえてお聞きしたいんですが、今回、なぜこのタイミングでパブコメを行うのでしょうか。今年12月、国の第6次男女共同参画基本計画策定が示される予定であります。これ待ってもいいのではないかと思いますが、ここについての見解を伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 国は、令和6年12月、第6次男女共同参画基本計画の策定に関する諮問を行い、令和7年12月に閣議決定の予定と承知しているところです。国の動きを踏まえて、地域の実情や市民ニーズを踏まえた施策を展開するためには、地域独自の課題や声を丁寧に積み上げるプロセスが不可欠であり、特に今回は、DV防止施策と統合することから、本市では、早期に市民意見を反映し、実効性のある計画を策定したいと考えております。

この時期にパブリックコメントを実施することは、本市の計画策定プロセスにおいて必要なステップでありますけれども、国の議論の進展も注視しながら進めてまいります。

○まじま委員 次に、旭川市の現状として、男性優遇と感じている割合が高いというふうになっていて、ジェンダー平等社会になっていないという認識が示されています。それに対して、これまで以上に取り組んでいくということが示されていますが、これまでどんなことに取り組んできたのか、どういう効果があって、課題は何か、その点についてお聞きしたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 令和6年度に実施した市民意識調査では、市民の7割が男性優遇を感じているという結果となりまして、特に、職場環境や社会通念上、ジェンダー平等の認識が浸透していないのが現状です。

本市では、これまで、誰もが活躍できる社会の実現を目指して、性の多様性、女性の働き方の支援、審議会などでの女性参画機会の拡充、さらに相談体制の充実やアウトリーチなどの女性への適切な支援に取り組んでおります。ジェンダー平等の意識を進めていく一方で、調査からは、性別による固定的役割分担意識が依然として存在し、女性の経済的自立や男性の家庭参画を阻む要因が浮き彫りとなりました。こうした課題は、社会構造に根差したものであり、即時の解決が難しいと認識しております。

○まじま委員 今の答弁で、性別による固定的役割分担意識が依然として存在するというふうに述べられました。これ、私、まさに、家父長制が大きく影響しているのではないかというふうに考えるんですね。昨年の決算で私がこの質疑をしたときに、家父長制についてはっていうふうにお尋ねしたんですけど、当時は、考えを持ち合わせていないというふうに冷たい答弁をいただきました。この家父長制については、今年の第1回定例会、石川厚子議員の代表質問に今津市長がこう答えています。既に戦後の民法改正で廃止となっているけれども、いまだに固定的な役割分担意識が残っていると認識をしているというふうに答えてますね。半年間で随分認識が変わったなというふうに私は感じています。

それで、今日報告されたプラン案の基本目標1の中に、性別に基づく固定的役割分担の考え方に対する反対の人というのが示されています。どういった意図でこの項目を評価指標に入れたのか伺いたいと思います。この点、現状値が66.1%という事実に対して、旭川市としてはどのように受け止めているのか、お示しください。

○松山女性活躍推進部次長 御指摘の指標は、性別役割分担意識の解消を把握するために設定した

設問で、男女共同参画社会の推進にとって重要な要素です。これまでも、男女の性別による社会的な役割分担の考え方やアンコンシャス・バイアスが、人々の意識、行動、社会制度、慣習に根強く残っており、男女共同参画社会の実現の大きな妨げになっています。具体的には、男性は仕事、女性は家庭という考え方についてどのように思いますかという設問に、賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対、分からぬの5つの回答から、3番目どちらかといえば反対と4番目の反対を合わせた回答の割合を言っています。現状の66.1%という数値は、前回の令和元年度調査では52.1%であったことから、市民の間では、性別による役割分担意識の解消が順調に広まっていると認識しています。一方で、性別で見ると、女性は70.8%、男性は58.8%と、男女に意識の差があることから、引き続きジェンダー平等に関する意識啓発に取り組んでいく必要があると認識しています。

○まじま委員 先ほども触れましたけれども、第6次男女共同参画基本計画策定が示される予定であります。国では、5月27日までに専門調査会を4回開催しているということなんですが、どういった論点で検討されているのか、お示しをいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 国は、12月の第6次男女共同参画基本計画に向けて、専門調査会が、現行計画の進捗状況の検証を踏まえて、2030年を見据えた新たな課題や重点分野について検討を進めています。主な論点は、固定的役割分担意識の解消、地域間、男女間の賃金格差是正、女性のデジタル分野での活躍促進、安心、安全な暮らしの実現などが挙げられています。

○まじま委員 次に、国連の女性差別撤廃委員会から日本に対する総括所見を行っています。これについて、どういった内容かお示しをいただきたいと思います。その内容について、市としての考え方、受け止めについてお伺いしたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 国連の女性差別撤廃委員会が令和6年に発表した総括所見では、日本女性の権利保障に関して、選択的夫婦別姓制度の未導入、男女賃金格差、政治分野における女性の参画の低さなど、幅広い分野において改善を求める勧告が示されました。この勧告後、国では議論を進めていると承知しているところであり、本市では、これまでの経過を踏まえて、男女共同参画の実現のために、地域の実情に即した施策を展開し、誰もが尊重されるジェンダー平等社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○まじま委員 最後にしたいと思いますけれども、この参議院選挙の中でも、少子化問題に言及する中で、男女共同参画は間違いだったというような発言をする方もいて、そういう発言は、これまで奮闘してきた女性活躍推進部の足元を揺るがしかねないというふうな状況にもなるのかなというふうに思います。

プランが今、示されたわけですけども、市民の声を聞いていますし、基本的方向や評価指標などについては評価できるものだというふうに思っていますけれども、これ、どういうふうにして実効あるものにしていくのか、その点について、ぜひ、意気込み等あればお聞かせいただきたいと思います。

○片岡女性活躍推進部長 本市では、2003年、平成15年、旭川市男女共同参画を推進する条例というのを制定し、今年で22年になります。この間、人口の減少や少子高齢化など、社会情勢の変化を踏まえて、計画の改定を重ねてまいりました。そして、男女共同参画を推進してまいりましたが、このジェンダー平等を実感するには、なお一層の努力が必要だというふうに受け止めてお

ります。

今回の基本計画の中間見直しに合わせて、社会経済情勢を踏まえたジェンダー平等に資する新たな評価指標を設定して、市民と企業と行政と課題を共有し、目標も共有し、これまで以上に総合的かつ計画的に施策を進めていきたいというふうに考えております。プランの作成のプロセスにおきまして、設置3年目である女性活躍推進部が役割を果たして、多様な人々を包摂して相互理解を進めていくことで、地域の担い手の確保ですとか、持続可能で活力ある社会の実現というものをを目指していきたいというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(4) 旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画（令和7年度版）の作成について、理事者から報告願います。

○浅利行財政改革推進部長 旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画（令和7年度版）について御報告を申し上げたいと思います。

お配りしております資料1ページ目を御覧いただきたいと思います。

多くの公共施設等の老朽化が進む中、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供し、施設更新等に係る財政負担の軽減、平準化を図るため、本市では、旭川市公共施設等総合管理計画を策定し、各種取組を進めているところでございます。管理計画の4つの基本方針のうち、施設保有量の最適化につきまして、第1期アクションプログラム施設再編計画では、各公共建築物の将来の方向性を示しつつ、具体的な取組内容を整理しておりますが、計画内容の実現に向けて、地域住民や利用関係団体との協議が必要なものもあり、予算編成作業の中で、実施時期等に変更が生じる可能性もあるため、このたび計画に基づく直近の取組状況を整理し、施設再編計画（令和7年度版）を作成したところでございます。

次に、2ページを御覧ください。令和6年度の取組になります。上段のグラフに延べ床面積、施設数の推移を示しておりますが、令和7年4月1日時点では、昨年同時期と比べて5施設減少いたしましたが、施設更新に伴う建設等により、延べ床面積は約350平方メートルの減少にとどまっています。一方で、基準となる計画策定当初の平成31年2月と比べますと、3施設減少しているものの、延べ床面積は約3万7千600平方メートル増加しており、計画の目標達成には、延べ床面積で約13万7千800平方メートルの削減が必要となります。下段の表は、令和6年度中における主な延べ床面積の増減をまとめたものでございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。(2) その他の取組についてでございます。令和6年度中におきましては、①施設再編計画の個別フォローアップ等として、令和5年度行政評価で対象となった将来像の達成時期のめどが立っていない施設等について、評価結果を踏まえた対応を検討いたしました。②廃校施設の利活用促進としましては、廃校施設の利活用による地域活性化、未利用施設の維持管理経費の削減を目的として、廃校施設の利活用に向けた基本方針を策定したところでございます。③地域集会施設の活用に関する取組につきましては、令和5年8月に教育委員会でまとめた、今後の公民館の運営についてや、令和5年度行政評価等を踏まえ、令

和元年8月策定の地域集会施設の活用に関する実施計画の第2段階に向けた検討を進めたところでございます。

次に、4、今後の取組につきましてでございます。①施設再編計画の個別フォローアップ等といたしましては、令和5年度行政評価の対象とした施設への個別フォローアップを継続するほか、他の施設についても施設将来像の実現に向け、計画的に取組を進めてまいります。②廃校施設の利活用促進につきましては、廃校施設の利活用に向けた基本方針に基づき、廃校施設の利活用促進に向けた取組を進めてまいります。③地域集会施設の活用に関する取組につきましては、地域集会施設の活用に関する実施計画の第2段階の各種取組について、全序的な使用料、手数料の見直しに合わせた実施に向け、検討及び取組を進めてまいります。

5ページ目以降につきましては、施設類型別に個別施設について掲載したものとなってございます。

今後も引き続き、施設再編計画で定めております施設の将来像の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(5) 参議院議員通常選挙の結果について、理事者から報告願います。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 参議院議員通常選挙の結果について御報告します。

資料、1の日程ですが、今回の選挙は、国政選挙として7月3日に公示され、期日前投票は翌日の4日から19日まで実施し、7月20日に投開票を行いました。

2の投票結果ですが、このうち(1)の選挙区について申し上げますと、有権者数27万5千343人、投票者数15万806人、投票率は54.77%となり、前回の投票率48.28%よりも6.49ポイント上昇しました。

3は投票率の推移ですが、今回は、過去5回で最大の投票率となりました。

4の期日前投票については、7月4日から総合庁舎、12日からは支所、フィール旭川、イオン旭川西店、メガセンタートライアル旭川店、アモールショッピングセンターを加えた12か所のほか、移動期日前投票所として、2日間で大学等4か所を巡回しました。期日前投票者数は6万4千814人となり、前回の4万8千44人より約1万6千700人、率にして34.9%の増加となりました。これは、今まで最も多かった昨年の衆議院選約5万4千人を約1万人も上回り、年々期日前投票者が増加しています。また、全投票者数に占める期日前投票者数の割合は42.98%となりました。

最後に、資料には記載していませんが、開票について御報告します。今回の開票は、総合体育館で行いました。開始は午後9時20分、選挙区は午前2時10分に確定、比例は午前4時5分に確定、そして、午前4時50分に開票所を閉鎖しました。開票立会人には、市議会議員の方もいらっしゃいまして、多くの皆様の御協力をいただき、開票を終えることができたと考えており、深く感謝申し上げます。

以上です。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、報告を受けました参議院選挙の結果なんですけども、期日前の投票、今回の選挙は、全国でも過去最多で2千618万人の方がこの制度を使って投票されたというふうに報道がありました。数字を見れば、旭川の期日前投票を行った方も増えているということは分かりました。ただ、先ほど報告があったように、期日前の体制ですね、投票場所が、4日から期日前は可能なんですけど、実際4日から投票ができる状況になったのは本庁舎だけ、残りの支所や商業施設における期日前投票は12日からだったんですよね。これが非常に分かりづらい、何でそんなふうになっているんだっていう声がたくさん寄せられました。どういう経過でこのような状況になったのか、お示しをいただきたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 期日前投票所につきましては、前回の衆議院選におきまして、総合庁舎と支所は全期間実施しておりましたけれども、商業施設の開設期間は短縮し、実施いたしました。このたびの参議院議員通常選挙におきましては、総合庁舎のみ全期間の16日間を行うこととしまして、そのほかの支所と商業施設につきましては、投票日前、8日間に短縮して実施したところでございます。

短縮した理由としましては、選挙事務従事者の人手不足が大きな要因でありまして、昨年実施しました衆議院議員総選挙においては、期日前投票の事務従事者が確保できない状況がありましたことから、多くの人材を有する民間業者に運営を委託するとともに、一部開設期間の見直しを行ったところでございます。今回の参議院議員通常選挙における期日前投票期間は、前回の衆議院議員総選挙よりもさらに長い16日間に及びますことから、期間前半の利用者は後半よりも少ない傾向にあることなど、過去の投票の状況などを考慮し、開設期間を設定したものでございます。

○まじま委員 期日前の投票を活用するっていう方は、様々、制約があって、その前にしなければならない条件があるということだと思うんですよね。私としては、限られた条件の中で選挙権を行使できる体制をつくる必要があったんじゃないかというふうに思います。ですから、今回の場合で言えば、4日から、支所、商業施設で投票できるような体制が必要だったと思うんですけども、その点についてお伺いをして、この点については終わりたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長 国政選挙につきましては、衆議院選、参議院選いずれも期日前投票期間が地方選挙よりも長く、それに対応するための人材確保が難しい状況となっております。

このたびの選挙におきましては、総合庁舎のみを16日間の全期間としたところですが、結果的には、前回の参議院選よりも期日前投票による投票者、投票率いずれも上回り、投票率が下がるなどの期間短縮による影響は見られなかったものと考えております。

本年9月に行う市長選など、地方選挙につきましては、期日前投票期間が短いことから、12か所全て同時に開始することは可能と考えておりますが、今後、国政選挙において、期日前投票所ごとの開設期間が異なる際には、投票所整理券のほか、様々な広報の機会を通じてより分かりやすく周知してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 次に、(6)所管施設の視察についてであります。

この後、委員会を休憩し、別紙視察行程のとおり、所管施設の視察を行いたいと考えております。議長に対する委員派遣承認要求の手続につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

---

(再開されず散会 午後4時42分)